

教政第4号
教教第27号
令和3年4月5日

各課（室・所）長 殿
各県立学校長 殿

徳島県教育委員会教育長

新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定に基づく
まん延防止等重点措置区域への出張について（通知）

このたび、新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定に基づき、新型コロナウイルス感染症に関してまん延防止等重点措置を実施すべき期間及び区域が公示され、各府県知事により重点措置を講じるべき区域（措置区域）が指定されました。

つきましては、今後、当該措置区域への出張については、原則禁止としますので、所属職員への周知をお願いします。